

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会  
災害ボランティア登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人石巻市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が規定する石巻市災害ボランティアセンター設置運営規程（平成26年12月19日施行）に基づき、災害発生時において自発的な救援活動を希望するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）が、災害の被災地において、迅速かつ効果的に救援活動を実施できるよう事前に登録を行うとともに、必要な事項を定め、平時から本会と災害ボランティアの連携協働を図ることを目的とする。

(登録要件)

第2条 本会災害ボランティアに登録できるものは、原則として次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 原則として、石巻市内に在住、在学、通勤する個人または団体であること。
- (2) 登録する年の4月1日現在で満15歳以上の者。ただし、満18歳未満の場合は、保護者の承諾を得た者とする。
- (3) 公益性や社会性のある災害ボランティア活動を目的とし、政治活動や宗教活動、営利活動を目的としないこと。
- (4) 原則として、災害ボランティア活動時、本会または他の社会福祉協議会が取り扱うボランティア活動保険（天災プラン）に加入していること。

(登録実施機関)

第3条 災害ボランティアの登録は、本会ボランティアセンターにおいて行う。

(登録手続)

第4条 災害ボランティアとして登録を希望する個人または団体は「災害ボランティア登録申込書（様式1-1・1-2）」（以下「申込書」という）を本会会長に提出する。ただし、本会会長は必要に応じ関係書類の提出を求めることができるものとする。

2 本会に登録した個人または団体は、登録した内容に変更が生じた場合、「災害ボランティア登録変更届（様式2）」を本会に届け出るものとする。

(登録期間)

第5条 災害ボランティアの登録期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。年度途中の登録期間については、登録した年度の3月31日までとする。但し、登録期間満了までに申し出がない場合は、登録を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(登録取消)

第6条 本会は、災害ボランティア登録した個人または団体が以下のいずれかに該当すると認めた場合、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条に非該当となった場合
- (2) 個人または団体の登録者より辞退の申し出があった場合
- (3) 登録団体が解散した場合
- (4) 本会との連絡がとれない場合
- (5) その他、本会会長が不適格と認めた場合

(情報提供)

第7条 本会は、災害ボランティア登録者に、救援活動に必要な情報提供や研修機会の提供、並びに災害対応訓練等への参加の案内を行うものとする。

(個人情報保護)

第8条 本会が定める「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき、実施するすべての事業において、本会に登録された個人情報を正しく取り扱い、かつ適正に管理するものとする。また、行政並びに関係機関・団体よりボランティアの要請とともに個人情報の提供を求められた場合、本人の承諾があるものについて、個人情報を提供するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。